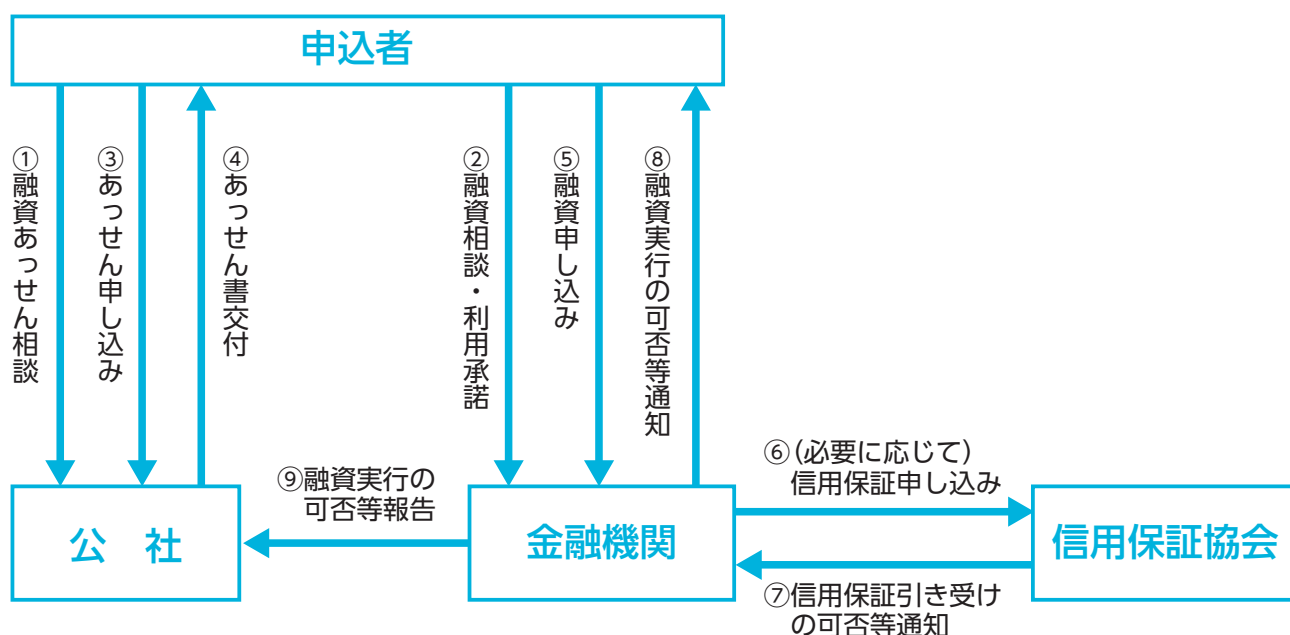


申込から融資までの流れ（創業支援資金以外）



①融資あっせんについてご相談がある場合は、お問い合わせください。

②世田谷区中小企業融資あっせん制度を取り扱う金融機関に、融資あっせんの相談をして利用の承諾を得てください。

③必要な書類等（7・8頁参照）をそろえ、会社にあっせんの申し込みをし、中小企業診断士の面談（予約不要）を受けてください。

④中小企業診断士との面談終了後、融資あっせん書を即日交付します。（※1）

（※1）ただし、経営力強化資金・事業転換多角化資金・省エネルギー対策資金については、後日、会社から金融機関へあっせん書を送付します。

⑤あっせん書の有効期限内（発行日翌月の同日まで）に承諾を取った金融機関へあっせん書を持参し、融資を申し込んでください。

⑥金融機関は申込者の融資審査を行い、必要に応じて東京信用保証協会へ信用保証を依頼します。

⑦東京信用保証協会の審査により、信用保証の可否等を金融機関に通知します。

⑧金融機関は融資実行の可否等を決定し、申込者に通知します。

⑨金融機関は会社に融資実行の可否等を報告します。
〈注意〉審査の結果、ご希望の金額・返済期間等にならない事があります。

あっせん申し込み（予約不要）

〈あっせん申込受付〉

月曜～金曜（祝日・年末年始を除く）

9：00～11：30

13：00～16：30

時間に余裕をもってお越しください。

〈お申し込み・お問い合わせ〉

公益財団法人

世田谷区産業振興公社 経営支援係

世田谷区太子堂2-16-7（世田谷産業プラザ4階）

電話 03-3411-6603・6608（9：00～17：30）